

皆様から寄せられる想定質問や過去にあった質問と回答を整理しました。
 質問される方としては、どこに相談したら良いのかが分かるだけでも役立つと思います。
 特に近隣とのトラブルは、個人で対応をお願いする記述もありますが、町内会でできることもあるかもしれないので、難しい場合は先ず班長、区長に相談してください。

NO	分類	良くある質問	回答
1	1	ごみ集積所 を変えたい	移設先の近隣の方の合意(自動車の出し入れ、通行などで支障がでないように)を取ってから、班長と区長を経由して環境衛生部長に依頼してください。役所の許可が事前に必要です。2ヶ月ほどかかります。 役所の許可なしでは変更できません。
	2	ごみ集積所の位置 を定期的に移動させたい	最低1年間使用して移動する「輪番制」が可能です。ごみ集積所利用者間で順番、設置位置等を協議し、班長と区長を経由して環境衛生部長に依頼してください。 ※町内会では数か所で輪番制を行っています。 毎年の移動申請は、移動先住居の方で資源循環局金沢事務所に提出する場合と、環境衛生部長で作成し提出する場合があります。 移動先で提出する場合は、その旨を環境衛生部長までご連絡ください(役所から、町内会も把握するよう指導がありました)。 なお、環境衛生部で提出する場合も、移動先の方は、申請について移動日の2ヶ月前にご連絡ください(漏れ防止のため)。
	3	ごみネットの設置 場所を増やしたい	新たに設置したい場所の近隣の方の合意を取ってください。新たな家が増えるタイミングで検討してください。 その後、班長と区長を経由して追加場所を環境衛生部長に依頼してください。役所の許可が事前に必要です。2ヶ月ほどかかります。
	4	ごみネットを大きな ものに変えたい	ごみ集積所の近隣の方の合意を取ってください。(自動車の出し入れ、通行などで支障がで

			ないように考慮)その後、班長—区長経由で環境衛生部長に依頼してください。
5		公道にごみが散乱しているが交通量が多くて清掃できない	公道は横浜市の土木事務所の管理となるので依頼します。(鳥見塚バス停近辺の車道のトンネル近辺は特に危険ですので、土木事務所に対応してもらっています) 土木事務所への依頼方法等不明な点は環境衛生部長にご相談ください。
6		カラスなどの動物にごみ集積所が荒らされる	ごみネットから溢れている場合においては、大きいネットや増設について、近隣の方々と合意を取り、班長と区長を経由して環境衛生部長に相談してください。 ネット隙間や下からほじくり出されている場合は、補助板取付などの対策を利用者間で行って頂いても構いません。その際の費用は町内会で負担しますので事前に環境衛生部長に相談してください。 ごみネット方式から各家庭ポリ BOX 出しにする場合は、利用者間で合意を取り、環境衛生部にご連絡ください。 その他、対策方法が分からない場合は環境衛生部長にご相談ください。
7		ごみの出し方の悪い人が居る	転入者など、ルールが分からない人がいる場合は、資源循環局金沢事務所に指導頂きますので、状況を環境衛生部長にご相談ください。 役所から案内配布や訪問等を行って頂きます。状況によっては、行政による開封調査、指導、行政処分(過料¥2,000)を行います。 ゴミの出し方の看板が見えない、無いなどの場合は、資源循環局金沢事務所にゴミ集積所の住所を連絡して看板を設置頂くか、環境衛生部長にご相談ください。 転入者で、ルールが浸透していないようであれば、利用者間でのマナー向上のため、可能であれば、お声掛けを行ってください。
8		ごみ箱にラミネートで注意書を追加し	町内会でパウチ機を購入しました。環境衛生部長に文面も含めて相談してください。

		て欲しい。	
9		回収日ではないごみが出されて回収されないまま残っている	資源循環局金沢事務所にご相談ください。
10		不法投棄されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所の場合 資源循環局金沢事務所にご連絡ください。 ・公道の場合 金沢土木事務所にご連絡ください。 ・私有地 まずは、110 番もしくは金沢警察(045-782-0110)、神奈川県警環境犯罪ホットライン(045-651-1194)にご連絡ください。 なお、私有地の不法投棄物については、土地の所有者が廃棄等処理を行います。
11		近所に大きなアパートが作られており、近隣のごみ集積所を使わせてほしいとの依頼があった	横浜市の「ごみ集積所設置基準」では、10 戸以上のアパートの場合において、設置を求めることができますが、10 戸未満の場合は、近隣の集積所を利用するとされています。近隣の集積所のごみが多い場合は、新たに設置する必要がありますので、境衛生部長にご相談ください。
12		ごみ集積所の隣接家で工事が始まり、勝手に集積所を移動された	<p>ごみ集積所は、隣接家の許可で設置できますが、所有権が過去に許可を頂いた住人から工事を行う業者に移っている場合は、代替地を速やかに探す必要があります。</p> <p>利用者は班長・区長と協力し、代替地を検討の上、環境衛生部長へ申請を依頼してください。</p> <p>なお、工事後に元の位置に戻したい場合は、新規居住者とその他利用者が協議を行い、許可を頂けましたら、班長と区長を経由して環境衛生部長に連絡してください。</p>
13		ごみ集積所の関係先	<p>資源循環局金沢事務所 電話:045-781-3375 Eメール:sj-kanazawaj@city.yokohama.jp</p>

				<p>金沢土木事務所 電話:045-781-2511 Eメール:kz-doboku@city.yokohama.jp</p>
2	1	樹木 雑草	空家の樹木が通行を妨げている。倒れそうな樹木がある。	空家の持ち主や管理者が分かっている場合は班長、区長から連絡して対処を要請してください。不明な場合は土木事務所に相談しています。会長、もしくは環境衛生部長に連絡してください。
	2		公道の草木が通行を妨げている	公道は土木事務所にて定期的に対応していますが、遅れることもあります。危険な場合は会長、もしくは環境衛生部長に連絡してください。催促します。
	3		駅に抜ける山道の草木が通行を妨げている	この道は私有地で、町内会として毎年、礼金をお渡ししている道です。2021年は所有者の許可を取って業者に町内会の予算を使って伐採をしてもらいました。3年に一度位はこのような対応が必要になりそうです。
	4		道路標識が樹木で見えにくい	土木事務所に連絡してください。もしくは会長、もしくは環境衛生部長に連絡してください。樹木の所有者に伐採を依頼してもらいます。急ぐ場合は班長、区長、会長、もしくは環境衛生部長が直接、所有者にお願いします。
	5		近隣のアパートで草刈りをせずに除草剤を使用している。周囲の健康被害や趣味の園芸への被害が心配なのでやめてほしい。	除草剤は一般的に販売されているものなので、実害が出ておらず、敷地内において常識の範囲で使用していれば指摘等は難しい状況です。趣味の園芸への被害等が心配な場合は、まず困っていることを大家さんもしくは管理会社に伝え使用範囲や頻度などを話し合い、場合によっては除草剤しないようにするため、草刈り等の手伝いをするなど、両者で落としどころを話し合う必要があります。
3	1	動物	犬の糞のマナー啓発プレートを欲しい	町内会として区役所からまとめて入手しています。環境衛生部長にお伝えください。
	2		カラスが歩行者を襲っている	巣が近くにある場合は除去などを依頼してください(横浜市ホームページ「カラスの被害と対処」抜粋)。

				<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公園や街路樹に巣がある場合 土木事務所に連絡してください。 ・電柱・送電線に巣がある場合 東京電力パワーグリッド(フリーダイヤル:120-995-007 もしくは一般電話:03-6375-9803)に連絡してください。 ・公共施設 施設の管理者の連絡してください。 ・その他私有地 土地の所有者または管理者に連絡してください。 <p>※巣の場所がわからない場合は、注意を促す看板を付けたり、対策を検討しますので、会長もしくは総務部長、環境衛生部長に連絡してください。</p> <p>※カラスの注意看板の貸し出しは環境創造局動物園課(045-671-3448)で依頼できます。</p>
4	1	区長・班長の仕事	新しい住民が転入してきた。町内会への加入の依頼はどうすれば良い	入会届けは班長にお渡ししていますので、それに記入してもらってください。もしくは、町内会のホームページの「申込み」から入り、入会、退会、訃報届けからダウンロードできます。
	2		高齢者が回覧もできず退会したいと言っている。	このケースは増えると思います。無理に引き止めず、退会させてください。その際、77歳、88歳、99歳以上の方にお渡ししているお祝い金の受け取り権利がなくなることは承知してもらってください。ごみ集積場は今までのように使ってもらってください。
	3		班長が決まらない	一般的には隣の方に前任者がお願いして班長になってもらいます。そのルールを説明してください。また新規加入者でも可能だと説明してください。健康上や家庭の事情、引越などによる退会が任期中に予定されている場合等は、その次の次の方をお願いをしてください。
	4		班長選出にあたり、体調が悪いなどの場合、町内会として介入してもら	まずは前任の班長が班内の方と相談してください。体調不良などの健康上の問題の場合は次の次の方に班長をお願いしてください。難しい場合は区長、会長に相談してください。こ

		えるか？	れまでも一緒にお願いをしたことがあります。
5		区長が決まらない	区ごとにルールがあればそれにしたがって決めてもらいます。ルールが曖昧なところは過去の区長の就任履歴の表を現区長にお渡ししていますので、それを基に人選してください。一般的に班の持ち回りで人選しています。班内の中は、過去の就任回数で少ない方にするか、くじ引きのところもあります。 入会したばかりの方は前区長がご指導ください。毎年1名くらい、入会したばかりの方が区長になっていますが、対応できています。
6		町内会役員の候補が決まらない	区ごとにルールがあればそれにしたがって決めてもらいます。ルールが曖昧なところは過去の区長の就任履歴の表を現区長にお渡ししていますので、それを基に人選してください。一般的に班の持ち回りで人選しています。班内の中は、過去の就任回数で少ない方にするか、くじ引きのところもあります。 どの役職の役員になるかは3月の定例会で決めます。
7		役員、区長、班長の役割・仕事の内容を知りたい	町内会のホームページの「役員等の役割・仕事」に掲載しています。パスワード保護されています。パスワードは町内会報にて時々お知らせしていますが、不明な場合は役員、区長にお尋ねください。
8		区から委託される委員が決まらない	会長から区長に人選をお願いしていますが、実態として役務内容が分かりにくいいため、前任者と相談しながら人選しています。個々の委員ごとに会長が役員経験者、委員経験者などを見て、区長と相談させていただきます。
9		町内会費を払ってくれない	失業したりコロナで収入が減った方が、町内会費を払えず、退会を申請してきたことがあります。このようなケースでは退会してもらいました。 収入がありそうなのに町内会費を払わない場合は、理由を聞いてください。理不尽な場合は区長、会長にご相談ください。

10	転入してきたが、町内会に入会してくれない	<p>「町内会入会のご案内」を用意しています。この資料をもとに投函及びご説明をお願いします。</p> <p>町内会入会は任意なので、無理強いできませんが、入会しない場合、<u>ごみ集積所のかごネット等は町内会で購入・管理しているために利用できなくなり、非会員は各自で準備したポリ容器で出すことを依頼する場合がありますことや、防犯灯や防犯カメラなどの防犯対策、災害時の物資援助及び協力体制等に影響が出る場合があります旨を説明し、入会を促す必要があります。</u></p>
11	転出しないが、退会したいと言ってきた。	<p>町内会入会は任意なので、無理強いできませんが、町内会のイベント、お祝い金等の対象外になります。また、<u>ごみ集積所のかごネット等は町内会で購入・管理しているため利用できなくなります。ごみ出しの際は各自で準備したポリBOX 容器行うようになることや、防犯灯や防犯カメラなどの防犯対策、災害時の物資援助及び協力体制等に影響が出る場合があります旨を説明した上で、それでも承諾される場合は、退会届けを班長へ提出してください。※ごみ出しが面倒になるくらいなら退会しないという方向へ持っていってください。</u></p>
12	会費集金で何度訪問しても応答がない。手紙を入れても反応がない。	<p>回覧も回らないと思いますので、退会させてください。</p>
13	区の清掃当番に参加する人が少ない	<p>清掃当番は区長と班長で行います。4月と10月に新班長に引継ぎされますので、そのときに区長より、紙等で当番に関する連絡を行ってください。</p> <p>参加者が少ない場合は、可能な範囲でご対応ください。</p> <p>なお、猛暑などで、作業の安全性に支障がある場合は、区長による見回りや軽いごみ拾いなどのみとするなど、適宜対応をお願いします（通行に支障があるごみなどがある場合は、環境衛生部長に連絡してください）。</p>

	14		区長は1週間以上不在の場合は総務部へ連絡とあるがSNSが発達しているし、個人的な事を知らせたくない。	メールなどでお願いや情報をお伝えすることができますが、回覧物、特に選挙公報は必ず配布する必要があります。そのため特に選挙前は1週間不在の場合は総務部長のお知らせください。これまでも他の役員が代行して配布しています。ご協力をお願いします。
	15		班を統合または分割したい	区長さんと関連する班長さんどうして決めてください。班内の全員の合意をとれば、区長より定例会にて報告し、承認されます。
	16		新しいアパートが建った。町内会にどう加入させれば良いですか。	新しいアパートの管理者に町内会員に入ってもらおうよう区長、班長は動いてください。 個々の世帯で会員になるか、管理人がまとめてなるかは町内会規約施行細則の4-1と4-2を見て、判断してもらいます。 個々に入る場合は、1会員、月額300円です。管理人がまとめて払う場合は町内会規約施行細則の4-1と4-2に書かれているように居室数が10以下の場合は月額1000円になります。アパートの規模が10世帯程度以上ならば新たな班にして班長を人選してもらってください。 区長は班長とご相談して対応をお願いいたします。
5	1	防犯	防犯灯を増設して欲しい	毎年4月に希望をまとめ5月に金沢区に申請しています。忘れないように気づいた時に防犯部長または防犯パトロールリーダーに希望設置場所を伝えてください。
	2		防犯カメラを設置して欲しい	毎年4月～5月に希望をまとめ、6月の定例会で優先度を決め、6月末に横浜市に申請します。毎年1ヶ所が許可されます。忘れないように気づいた時に防犯部長または防犯パトロールリーダーに希望設置場所を伝えてください。
	3		町内会の防犯カメラの映像を確認したい	椿ヶ丘町内会地域防犯カメラ運用基準に下記のように閲覧について決めています。 (1)閲覧を求める者は、管理運用委員会に申請し承認を得なければならない。 (2)閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の

				<p>範囲(日時・場所)などを利用閲覧簿に記載する。閲覧については、2名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。</p> <p>(3)管理運用委員会は、当会の正副会長、防犯部正副長および情報システム部正副部長の委員6名で構成する。</p> <p>樺ヶ丘町内会のホームページの規約／ご挨拶から見るすることができます。パスワード保護されています。パスワードは町内会報にて時々お知らせしていますが、不明な場合は役員、区長にお尋ねください。</p>
	4		毎月行っている防犯パトロールの日時と集合場所がわからない。	<p>A班: 集合場所: 2区と3区の境のロータリ付近で、毎月第2・4の月曜日(10時半～)と水曜日(18時半～)です。</p> <p>B班: 集合場所は山下歯科医院前で毎月第3水曜日10時～と土曜日18時～です。</p> <p>C班: 集合場所は西1丁目27番、28番、31番、32番地に囲まれた交差点で菊地様宅(81班)前付近。毎月第1・3土曜日19時～です。</p> <p>区長と班長には3月と9月に日程表を防犯部よりお渡し班内回覧しています。</p>
	5		防犯カメラの設置場所を知りたい	2022年2月に7区61A班と61班の間の道路のNTT電信柱に設置し、周辺3ヶ所に「防犯カメラ作動中 樺ヶ丘町内会」のプレートを掲示しています。今後、1年に1つずつ増やすことができるように横浜市に申請しています。
6	1	交通安全	カーブミラーを設置して欲しい	金沢警察署に申請します。町内会として動いて欲しい場合は会長にご相談ください。
	2		信号を設置して欲しい	<p>金沢警察署に申請します。町内会として動いて欲しい場合は会長にご相談ください。</p> <p>過去に申請したことがありますが、そのときは2つの理由で信号機の設置はできないと警察署から回答がきました。</p> <p>① 近くに信号機がある。</p> <p>② この交差点に信号機を設置するスペースがない。</p>
	3		生活道路を抜け道	金沢警察署に電話したところ次のように回答さ

		として入ってくる車がある	れました。「公道の場合は規制できません。私道の場合は、先ず、土木事務所に場所を具体的に伝えて相談してください」
	4	道路標識の字が薄い、消えている	土木事務所をお願いをしますので、会長にご連絡ください。また、年に一度、校外委員の方が学校とスクールゾーンの安全をチェックして、警察署に要望をだしており、これは文書で回答がきて、実現性が高いです。
	5	家の前を駐車禁止にして欲しい	公道、私道で条件があります。私道でも公共性が高い場合や長時間駐車は違反になるようです。 事例1：一度は夕方から朝まで業務用の自動車が毎晩、駐車したため、警察から注意してもらいました。 事例2：持ち主の分からない違法駐車により車庫に車の出し入れが困難な場合は110番ではなく金沢警察署に連絡してください。 ある会員宅の前のアパート駐車場の前に毎日路駐する車が居たので、見つける度に金沢警察署に電話して注意してもらったところ、路駐していた人が近所の駐車場を借りるようになりました。 事例3：駐車が頻繁ではなかったので、警察から「駐車禁止にすると、取り締まり対象で見回ることになります。親族や友人がたまに訪問されたときも違反になります。通行不可にならないなら、寛容のある環境にしたほうがギスギスした環境になるより良いと思います」と進言され、そのままにしています。
	6	道が狭くて電柱に自動車の擦り傷がついている。	先ずは会長にご相談ください。 2021年に東電に塀側に25cm 移設を相談し、現地を東電と区役所の方と一緒に見てもらったことがあります。道路幅3.8mは確保しているため無償では移設は不可で50万円必要と言われました。最終的に電柱に新しいカバーを無償で取り付けしてもらいました。
7	1	防災	避難所がわからな 町内会ホームページの「災害時対策」に「椿ヶ

			い	<p>丘町内会「防災避難場所案内」を掲載しています。</p> <p>① 自宅建物が火災や倒壊の危険がないときは、避難の必要はありません。</p> <p>② 火災が広がっている場合は富岡総合公園に避難してください。</p> <p>③ 倒壊や火災により自宅で生活できなくなった場合 1 区～5 区と 8 区～11 区の方は小田小学校、5 区の一部と 6 区、7 区の方は富岡小学校です。</p>
	2		避難所に行かないと救援物資をもらえないのか。	自宅に住居でき、避難の必要がない被災者(在宅被災生活者)や地域防災拠点以外で被災生活を送る避難者も、町内会経由で物資や情報が得られます。
	3		救援物資はどこに行けばもらえるのか	町内会経由で申請します。ふれあいハウスにきてください。
	4		防災訓練はないのか	椿ヶ丘町内会としては行っていません。小田小学校、富岡小学校に地域防災拠点があり、11月に住民参加の防犯訓練を行っています。
8	1	騒音	早朝や夜遅くに大きな音を出す家があつて困っている。	<p>生活音について気になる感覚は人それぞれであり、音を出している側においても、出している感覚が無い場合があります。</p> <p>まずは困っていることを伝える必要があります、両方で、気になる音について改善できる点がないかを調整する必要があります。</p> <p>それでも、一般生活において受忍限度超える状況で精神的苦痛がある場合は、警察等に指導頂くことや民事的に損害賠償を請求する必要があります、状況をまとめておく必要があります。</p> <p>騒音計は役所でも借りられますが、役所は民事上のトラブルに指導等の介入ができませんので、対応については、無料法律相談などを案内される場合があります。※表下の参考を参照</p> <p>※騒音計レンタル</p> <p>横浜市環境創造局大気・音環境課 045-671-2485</p>

	2		週末になると深夜2時過ぎまで、並木、鳥浜の方から大きな音楽が聞こえてくるのが耳障りだ。	公共の場所や事業者などの場合は、役所や警察が対応できますので、まずは状況把握を行う必要があります。 金沢警察署や横浜市環境創造局大気・音環境課に相談を行ってください。
9	1	その他	敬老祝い金は、ホームページから本人による申込なので、入力依頼の場合以外は、区長、班長は申込の有無の把握が不可なので確認できるようにしてほしい	情報システム部にて登録者のリスト(イニシャル)をホームページに掲載して役員、区長に周知します。 確認後、修正が必要な場合は総務部にご連絡ください。
	2		町内会のイベント参加や各種お祝い金、記念品の応募をホームページから可能にして欲しい。	敬老祝い金、新成人の申請、訃報届けに加え、ウォーキング&お楽しみ会の応募もホームページからできるようにしました。今後、適用範囲を拡大していきます。
	3		回覧版の頻度を減らして欲しい	2022年1月に同様の要望を受け、2022年3月度の町内会報にて1週間以上の間隔を空けることを回答しています。月末に区役所、月初に学校と町内会報、イベント案内と集中していますが、間を空けるようにし、イベント案内の回答までの期間を約4週間にして余裕ができるように工夫しています。また、イベント参加の申請をインターネットから可能にし、区長、班長の負荷を減らすようにしています。

【騒音に関する参考 URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/kujofaq/q1-04.html>

※騒音の規制基準(受忍限度参考値)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koengesui/kiseishido/soon/jorei/souonkisei.html>